

『江南市歩きスマホの防止に関する条例（案）』に関するパブリックコメント結果

- ・意見の募集期間 令和5年2月1日（水）から3月2日（木）まで
- ・意見を提出された方 1名
- ・意見の件数 1件
- ・意見の概要、市議会の考え方をまとめたもの
（※意見の概要につきましては、要約をしています）

<全体について>

意見の概要	市議会の考え方
<p>人が過密となる場所の歩きスマホの防止は必要と考えます。</p> <p>位置情報ゲームをしています。これにより屋外散歩する機会と意欲を見いだせ、健康状態を害さない努力ができています。また、異世代、異職種の方と交流も図れ、世間の広がりを感じています。</p> <p>高齢の方にとって、屋外散歩で筋力低下防止が図れ、要介護状態を回避できる利点があります。さらには、あらゆる年代で屋外散歩は街中の見守り機能となり、犯罪の抑止力となると考えます。</p> <p>位置情報ゲームによる利点は、歩きスマホ防止条例によって失われます。「たかがゲーム」かもしれませんが、個別的興味の排除は適切なことでしょうか？</p> <p>江南市が条例制定となると、他市で活動するしかなくなります。江南市で行わないことを他市に押しつけることとなります。自分たちのことだけで良いという発想ではなく共生できる方法を考えていただきたいです。</p>	<p>《原案のとおり》</p> <p>本条例（案）の逐条解説の第2条第5項において、「歩きスマホ」の定義は「スマホ等の画面を注視しながら歩くこと」としており、また、第5条第2項において、「スマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない」と規定しています。</p> <p>位置情報ゲームにつきましては、他者の通行の妨げにならない場所で立ち止まった状態で操作をしていただければ、禁止をするものではありませんので、よろしく願いいたします。</p>